

事例番号:370250

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 29 週 4 日

9:40 嘔吐、呼吸苦あり、立っていられない A 医療機関に電話連絡あり

17:50 腹痛、嘔吐、下痢のため妊娠婦が救急要請し搬送元分娩機関受診

22:40 急性脂肪肝・急性肝炎疑いのため当該分娩機関へ母体搬送となり入院

4) 分娩経過

妊娠 29 週 5 日

11:41 急性妊娠脂肪肝の基準を満たし、血小板減少も認めたため帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29 週 5 日

(2) 出生時体重:1200g 台

(3) 脇帯動脈血ガス分析:pH 7.37、BE -3.2mmol/L

(4) アプローチスコア:生後 1 分 3 点、生後 5 分 6 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(ハグ・マスク、チューブ・ハグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児特発性呼吸窮迫症候群

(7) 頭部画像所見:

1歳8ヶ月 頭部MRIで脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈A 医療機関〉

(1) 施設区分: 診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1名

看護スタッフ: 助産師 2名

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1名、消化器内科医 1名、研修医 1名

看護スタッフ: 助産師 1名、看護師 1名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 2名、小児科医 3名、麻酔科医 2名、研修医 1名

看護スタッフ: 助産師 1名、看護師 1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、出生までのどこかで生じた胎児の脳の虚血（血流量の減少）により脳室周囲白質軟化症（PVL）を発症したことであると考える。
- (2) 胎児の脳の虚血（血流量の減少）の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

A 医療機関における妊娠 27 週 6 日までの管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) A 医療機関で、妊娠 29 週 4 日に嘔吐あり、立っていられない、呼吸苦ありとの初回の妊産婦からの電話連絡に対し、産科的症状なくそのうち治まると判断し内科受診不要と回答したことは一般的ではない。
- (2) 嘔吐が軽快しないとの 2 回目の妊産婦からの電話連絡に対し、産科症状がなければ内科受診をと伝えたことは、一般的である。
- (3) 搬送元分娩機関における受診時の対応(血液検査、内科併診、超音波断層法)、および急性妊娠脂肪肝疑い、急性肝炎疑いのため当該分娩機関に母体搬送としたことは、いずれも一般的である。
- (4) 当該分娩機関において急性妊娠脂肪肝疑いにて入院管理したこと、および入院後の管理(血液検査、超音波断層法、隨時分娩監視装置装着)は、いずれも一般的である。
- (5) 妊娠 29 週 5 日に急性妊娠脂肪肝の基準を満たし、血小板減少も認めたため、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (6) 当該分娩機関における胎児心拍数陣痛図の判読と対応は一般的である。
- (7) 脘帶動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (8) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) A 医療機関および搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) A 医療機関

症状のある妊産婦から電話で問い合わせがあった場合、確認すべき事項や受診の基準等を、医師、看護スタッフで検討しておくことが望まれる。

(2) 搬送元分娩機関

なし。

(3) 当該分娩機関

なし。

2) A 医療機関および搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) A 医療機関

なし。

(2) 搬送元分娩機関

なし。

(3) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

早産児のPVL発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。